平成２８年（フ）第１２７７号
札幌市手稲区星置南１丁目７番18号
債務者　植田　育代
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２８４号
札幌市厚別区厚別中央３条４丁目21番16号
カナール新札幌201
債務者　高橋　由人
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２９１号
札幌市西区西野１条５丁目５番５号、申立時の住所札幌市西区八軒10条西５丁目１番11号近藤マンション１号
債務者　佐々木仁美
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３０２号
札幌市白石区南郷通６丁目北２番21号　小谷ハウスＡ号
債務者　根〆　治之
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３１０号
札幌市白石区平和通１丁目北14番１号　谷山荘第一一102号
債務者　川嶋　恵子（旧姓大曽根）
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３１８号
札幌市東区北35条東18丁目１番13―404号
債務者　細貝　聡美
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３４２号
札幌市厚別区厚別西３条５丁目３番30号　ハイツ横栄203号
債務者　内藤　和紀
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３５４号
札幌市西区発寒10条４丁目１番49号　みどり荘301号
債務者　金子　浩也
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３６０号
札幌市北区北13条西２丁目１―29　ノースビレッジ本江502、住民票上の住所札幌市北区北24条西２丁目４番18号　グリーンハイツ石原301号
債務者　叶野　信幸
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３７５号
北海道北広島市大曲光３丁目２番地２
債務者　山内久美子
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３８４号
札幌市豊平区月寒西３条10丁目１番６―504号
債務者　武田　雪絵
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４２２号
札幌市中央区南８条西15丁目１番５―1302号
債務者　高橋　絵美（旧姓春藤）
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４３８号
札幌市厚別区もみじ台西３丁目３番３―404号
債務者　黒崎　将貴
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８５号
盛岡市北夕顔瀬町12番48号　佐々木アパート202号、前住所盛岡市境田町10番23号　レオパレスクレスト境田北202号、前々住所　岩手県紫波郡矢巾町大字土橋第４地割５番地１
債務者　戸塚　健太
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１９２号
静岡県沼津市根古屋128番地の２　プチベール竹田207、前住所静岡県御殿場市富士見原１丁目３番地の13
債務者　小栗　朱美（旧姓勝又）
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２２４号
静岡県三島市柳郷地77番地の４　プリムローズＢ―101、前住所静岡県裾野市佐野33番地の１　レオパレス潤107
債務者　三浦　大輔
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係